



長野県報

10月22日(月)
平成19年
(2007年)
第1908号

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(医療政策課)	3
理容師法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	3
美容師法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	3
都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(建築管理課)	4
屋外広告物条例の一部を改正する条例(建築管理課)	4
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(経営企画課)	4

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	4
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課)	5
企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課)	6

告示

平成19年10月15日成立した平成19年度補正予算の要領(財政課)	7
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(長寿福祉課)	7
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	8
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(ビジネス誘発課)	8
森林法に基づく保安林の指定(森林整備課)	9
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林整備課)	9
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築管理課)	10

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	10
宅地建物取引業法に基づく事務所の所在地の確知(建築管理課)	11
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	11
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	12
一般競争入札(文化財・生涯学習課)	12

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 納税者の利便性を向上させるため、県税をコンビニエンスストアで納税できるようにするほか、郵政民営化に伴う郵便局での納税について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 医療法の一部改正により、知事が病院等から報告された医療に関する情報を公表することとされたことから、長野市に病院等からの報告の受理等の事務を移譲するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 理容所の衛生管理の一層の向上を図るため、理容所について講ずべき衛生上必要な措置に、洗髪設備の設置を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 美容所の衛生管理の一層の向上を図るため、美容所について講ずべき衛生上必要な措置に、洗髪設備の設置を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成19年11月30日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 平成20年1月1日から景観法に基づく景観行政団体となる飯田市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成20年1月1日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、子の養育のための部分休業の対象となる子の年齢が3歳未満から小学校就学の始期に達するまでに引き上げられたことに伴い、企業局の職員の給与の減額の規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第45号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第8条中「県内郵便局若しくは知事が指定する県外の郵便局」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により規則で定める基準を満たしている者として知事が徴収金の収納の事務を委託した者」に改める。

第24条中「又は県内郵便局」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

税務課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第46号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

(1) 法第7条第2項の規定による許可(病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。)

を

(1) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理
(2) 法第6条の3第2項の規定による変更の報告の受理
(3) 法第6条の3第4項の規定による情報提供の要求
(4) 法第6条の3第6項の規定による報告命令及び報告内容の是正命令
(5) 法第7条第2項の規定による許可(病床数及び病床の種別の変更に係るものを除く。)

に、「(2)」を「(6)」に、「(3)」を「(7)」に、「(4)」を「(8)」に、「(5)」を「(9)」に、「(6)」を「(10)」に、「(7)」を「(11)」に、「(8)」を「(12)」に、「(9)」を「(13)」に、「(10)」を「(14)」に、「(11)」を「(15)」に、「(12)」を「(16)」に、「(32)」を「(36)」に、「(13)」を「(17)」に、「(14)」を「(18)」に、「(15)」を「(19)」に、「(16)」を「(20)」に、「(17)」を「(21)」に、「(18)」を「(22)」に、「(19)」を「(23)」に、「(20)」を「(24)」に、「(21)」を「(25)」に、「(22)」を「(26)」に、「(23)」を「(27)」に、「(24)」を「(28)」に、「(25)」を「(29)」に、「(26)」を「(30)」に、「(27)」を「(31)」に、「(28)」を「(32)」に、「(29)」を「(33)」に、「(30)」を「(34)」に、「(31)」を「(35)」に、「(33)」を「(37)」に改め、同表の25の項中「第8条後段(第9条第2項)」を「第10条後段(第11条第2項)」に、「第30

条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表の32の項中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

医療政策課

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第47号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例(平成11年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号を同条第8号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 作業場内に、温水を供給することができる洗髪設備を設けること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する理容所の講ずべき衛生上必要な措置については、この条例施行後において増築し、又は改築する場合を除いては、この条例による改正後の理容師法施行条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

食品・生活衛生課

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第48号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例(平成11年長野県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号を同条第8号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 作業場内に、温水を供給することができる洗髪設備を設けること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する美容所の講ずべき衛生上必要な措置については、この条例施行後において増築し、又は改築する場合を除いては、この条例による改正後の美容師法施行条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

食品・生活衛生課

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第49号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第8号の3及び第8号の4」を「第34条第11号及び第12号」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第6条の見出し中「第33条第8号の3」を「第34条第11号」に改め、同条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

建築管理課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第50号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「小布施町」を「飯田市及び小布施町」に改める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

建築管理課

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第51号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

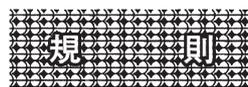
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第19条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営企画課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第44号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

(徴収金の収納の事務を委託することができる者の基準)

第5条の2 条例第8条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通地方公共団体の公金又は電気、ガス等の料金の収納の事務について相当の知識及び経験を有していること。
- (2) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- (3) 収納した徴収金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、当該徴収金に係る事項を条例第105条の2に規定する電磁的記録(以下第98条及び第98条の2において「電磁的記録」という。)によって正確に記録し、及び遅滞なく知事に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有していること。

第30条中「若しくは計算期間」を削る。

第35条第2項中「又は計算期間」を削る。

第98条中「条例第105条の2に規定する」及び「(以下この条及び次条において「電磁的記録」という。)」を削る。

様式第8号の一般用の第3片中 「取りまとめ郵便局」 を

「取りまとめセンター」 に改め、同様式の個人事業税用及び不

動産取得税用中 「取りまとめ郵便局」 を 「取りまとめセンター」 に改め、

同様式の自動車税用中 「長野県総務部県税チーム」 を

「長野県総務部税務課」 に、「取りまとめ郵便局」

を 「取りまとめセンター」 に、

「(納付場所→指定金融機関統括店→総務部県税チーム)」を 「(納付場所→指定金融機関統括店→総務部税務課)」に、

「加入者 長野県総務部県税チーム」 を

「加入者 長野県総務部税務課」 に改め、同様式の鉦区税